

平成29年度の主な事業について

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

平成29年度の重点事項

「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの実現すべき目標に向けて、事業主及び加入者に対し、積極的な働きかけに努めるとともに、平成30年度から開始される第7次医療計画、第3期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）等の策定にあたっては、将来のあるべき姿を踏まえ、福島県の政策関係部局や地方公共団体等の関係者、関係機関に対し、加入者及び事業主を代表した立場で、積極的な意見発信や働きかけを行う。

◎ 具体的な取り組み内容（各種協議会での意見発信等）

○福島県の各種協議会等

- ・福島県医療審議会、地域医療構想調整会議、健康ふくしま21推進協議会、チャレンジふくしま県民運動推進協議会、福島県後発医薬品安心使用促進協議会、福島県国民健康保険運営協議会

○関係機関の各種協議会等

- ・福島県保険者協議会、国民健康保険運営協議会（12市）、診療報酬支払基金福島支部幹事会

○健康保険委員の委嘱拡大（目標：平成29年度末委嘱者数・3,000名）、および健康保険委員へ向けた情報提供等

- ・健康保険委員だよりの発行、健康づくりの手引き、および事務手続きのご案内の配布

1. 保険運営の企画

(2) 関係機関との連携及び協同事業の推進

平成29年度の重点事項

これまでに協定を締結した関係機関との連携事業を推進するとともに、新たな関係機関との連携拡充を図る。

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 市と連携した特定健診・がん検診の共同広報
- ② 福島県内の各経済団体等と連携した「健康事業所宣言」事業の拡充

※協定締結した経済団体（平成28年度末現在）

- ・福島県商工会議所連合会
- ・福島県商工会連合会
- ・福島県中小企業団体中央会
- ・福島県経営者協会連合会
- ・福島県中小企業家同友会
- ・福島県法人会連合会

- ③ 保険者協議会でのデータ分析や共同事業の推進
- ④ 新たな自治体との連携拡充を図る

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(1)生活習慣病予防健診の実施率向上の取り組み(被保険者本人)

平成29年度の重点事項

新規適用事業所、新規任意継続加入者に文書及び電話による勧奨を定例化する。健診実施機関事務打ち合わせ会議、実地調査等を行い、健診の質を確保するとともに、実施者数の拡大に向けて連携を強化する。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
特定健康診査実施率（被保険者） （被保険者は生活習慣病予防健診を対象）	被保険者 64.7%	被保険者 59.2%	被保険者 55.0%
	(実施見込者数158,605人)	(実施見込者数 137,303人)	(実施見込者数 130,180人)

※平成28年度実施率は、推計値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 新規適用事業所、新規任意継続加入者に対する健診を文書、電話による勧奨を行う。
- ② 健診機関実地調査を5年に1回実施する
- ③ 実施要項等に基づく健診実施機関事務打ち合わせ会議を行う

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(2) 特定健診の実施率向上の取り組み(被扶養者)

平成29年度の重点事項

支部独自の集団健診及び血管年齢測定オプション健診の会場及び地域を拡大し、自己負担なしの健診受診機会の拡大を図る。市町村の集団健診会場等を掲載したダイレクトメールを実施し、特定健診とがん検診を併せて受診するよう勧奨を行う。
また、健診実施機関の協力・連携状況に応じて本部構築による健診推進経費を活用する。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
特定健康診査実施率（被扶養者）	被扶養者 30.0%	被扶養者 26.1%	被扶養者 23.2%
	(実施見込者数21,000人)	(実施者数 18,145人)	(実施者数 16,095人)

※平成28年度実施率は、推計値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 支部独自の自己負担なしの集団健診を44会場、50回行う（オプション健診41回含む）
- ② 自己負担無料契約6機関による集団健診の利用拡大のため、健診推進経費を活用する
- ③ 市町村住民健診に合わせたダイレクトメールを実施する

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(3) 事業者健診データの取得率向上の取り組み(被保険者本人)

平成29年度の重点事項

定期健康診断結果に、県健康増進部門と労働行政部門、協会けんぽの3者の連名文書を同封し健診結果データの提供依頼を行う。
また、電話や文書等による取得勧奨業務を外部委託し、経年の勧奨結果をフォローしながら確実な取得を行う。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
事業者健診データの取込率(被保険者本人)	被保険者 10.2%	被保険者 7.1%	被保険者 5.2%
	(実施見込者数25,000人)	(実施者数 16,486人)	(実施者数 12,196人)

※平成28年度実施率は、推計値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 外部委託による未提供事業所への文書、電話、訪問等による勧奨を行う
- ② 健診機関が実施した事業者健診の結果通知の中に協会へのデータ提供依頼を同封する

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(4) 特定保健指導の実施率向上の取り組み(被保険者本人)

平成29年度の重点事項

健診機関による特定保健指導の実績を上げるため、1機関と連携して推進策を検討および実施する。また、実施結果を全実施機関打ち合わせ会で事例として展開しアウトソーシングの強化を図る。
また、委託による継続的な支援を円滑に推進し最大限の実施を図る。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
特定保健指導実施率	被保険者 24.2%	被保険者 22.2%	被保険者 24.4%
	(実施見込者数 8,900人)	(実施者数 7,388人)	(実施者数 6,937人)

※平成28年度実施率は、推計値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 1アウトソーシング機関と連携した推進策を実施し、全実施機関打ち合わせ会で事例として展開する
- ② 継続支援のアウトソーシングについて業者との定例会を開催し進捗管理を行う
- ③ 特定保健指導機関に対する実地調査を行う

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(5) 特定保健指導の実施率向上の取り組み(被扶養者)

平成29年度の重点事項

支部が会場を設定して文書勧奨を行い、支部の保健師や管理栄養士による特定保健指導を実施する。
また、集団健診会場と同会場で特定保健指導を実施することで効果が上がった事例が報告されており、同会場での実施に取り組んでいく。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
特定保健指導実施率（被扶養者）	被扶養者 3.5%	被扶養者 2.0%	被扶養者 3.5%
	(実施見込者数 76人)	(実施者数 41人)	(実施者数 58人)

※平成28年度実施率は、推計値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 健診と同会場で特定保健指導を実施する
- ② 支部の保健師、管理栄養士が支部や公共施設で特定保健指導を実施する
- ③ 未利用者への追加勧奨通知を実施する

3. 保健事業 ～データヘルス計画の推進～

(1)「健康事業所宣言」をする事業主の増加

平成29年度の重点事項

関係機関との連携による推進と、支部が行う文書、訪問等による勧奨で「健康事業所宣言」を行う事業所（主）の増加を図る。また、宣言に取り組んでいる事業所から「健康づくり優良事業所」として認証を行い、事業の質的拡充を図る。併せて国が進める「健康経営優良法人制度」の普及を目指す。

事業の総括を行い、第二期計画を策定する。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
「健康事業所宣言」事業所数	参加被保険者数10万人 (1,000社)	536社	242社

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 委託業者による文書、電話、訪問によるエントリーの勧奨を行う（3,500事業所）
- ② 保健師等及び支部職員によるエントリーの勧奨を行う
- ③ 事業連携協定団体、企業等によるエントリー勧奨の後方支援を行う
- ④ 好事例の取材から広報を行う
- ⑤ 「健康優良事業所」認証とアンケートを行う
- ⑥ 「健康経営優良法人制度」の普及のため認定申請勧奨のダイレクトメールを行う
- ⑦ 事業総括を行い、第二期計画を策定する

3. 保健事業 ～データヘルス計画の推進～

(2) 要治療者に対する受診勧奨

平成29年度の重点事項

協会けんぽ本部からレセプトに病院受診の履歴がない者に対し、文書による受診勧奨が実施され、それでも未受診かつ数値が高い者に対して、支部が追加文書で受診勧奨を行うことで、高血圧並びに糖尿病の未治療者の医療機関受診を促す。

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 全国展開本部一次文書勧奨
- ② 支部二次文書勧奨、未受診理由アンケート同封

(3) 糖尿病性腎症等の重症化予防

平成29年度の重点事項

福島市医師会等と病診連携システムを活用し、高血圧と糖尿病等の治療中者及びCKD（慢性腎臓病）未治療者に対して、医療機関（かかりつけ医）宛の紹介状を同封した文書勧奨を行う。

福島市医師会、協力医療機関と連携した糖尿病等重症化予防プログラムの保健指導を行う。

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 健診結果を基に個人のCKD危険度を示した受診勧奨文書を送付する
＜実施主体＞福島市医師会 ＜関係機関＞福島市（国保年金課・健康増進課） 協会けんぽ 福島県立医科大学
- ② かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防プログラムの保健指導を行う
＜実施主体＞福島市医師会、協会けんぽ

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(1) 効果的なレセプト点検の促進に関する主な取り組み

平成29年度の重点事項

- ・ 自動点検抽出や汎用任意抽出（注釈）などシステムを積極的に活用した点検を徹底し、効率かつ効果的な審査を図る。
- ・ 定例勉強会、各研修会等実施により、情報（意見）共有を図り点検員のスキルアップを図る。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金との打ち合わせ会を定期的に開催し、再審査請求の審査結果について意見交換を行い、保険診療ルールの疑義については説明を求めながら、審査に関する支部間差異の解消を図る。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度 目標	平成28年度 実績（目標）	平成27年度 実績（目標）	平成26年度 実績（目標）
加入者1人当たり診療内容等査定効果額	137円	106円（122円）	119円（140円）	137円（167円）

※平成28年度実績は、平成29年3月現在の暫定値

※平成29年度目標は、過去三年間の実績より本部にて設定

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 自動点検抽出や汎用任意抽出用データ（注釈）の精度の高いメンテナンスを実施し、システムを積極的に活用した点検を行う。
- ② 勉強会を毎月実施し、事例研究（他支部事例含む）や効率かつ効果的な点検方法等について活発な意見交換を行うとともに、外部講師等による研修を実施、他支部主催の研修会にも積極的に参加し、点検員のスキルアップを図る。
- ③ 保険診療ルールの疑義案件については、社会保険診療報酬支払基金支部と十分な協議を行い、平行線に至った場合には本部の「苦情相談窓口」を活用して、支部間の差異解消を図る。

（注釈）
・ 自動点検抽出・・・エラーとしてのレセプトを広く抽出。全てのレセプトから大きな網ですくうイメージです。
・ 汎用任意抽出・・・複数の条件を設定することが可能で、誤りのあるレセプトを絞り込むことが出来る。
・ 抽出用データ・・・上記抽出時の条件を設定する際使用するデータ

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(2)積極的な債権回収の推進に関する主な取り組み

平成29年度の重点事項

平成29年度は次のような取り組みを実施する。

- ・ 債権発生後の一定期間は債務者の返還意識も比較的高いため、債権調定から半年までの間の取り組みに重点を置く。
- ・ 新たな債権の発生を抑制するため、喪失者からの被保険者証回収の取り組みを強化する。

平成29年度目標と過年度実績		平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
現年度	金額	82.00%	80.41%	81.20%
過年度	金額	14.55%	15.35%	17.66%

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 債権調定から概ね1か月後に文書催告の実施、3か月後に弁護士名による文書催告を実施
- ② 法的措置を前提とした最終催告状を5か月後に実施
- ③ 資格喪失後に国保加入の方については、国保との保険者間調整を積極的に実施（一次催告全件に案内を同封）
- ④ 一般被保険者の保険証未回収者について、喪失処理後12日以内に一次催告、その1か月後に二次催告を実施
任継被保険者の未回収者へは喪失等処理日に前日までの対象者を抽出して一次催告を実施し、その1か月後に二次催告を実施

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(3) ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組み

平成29年度の重点事項

- 医療機関・薬局・加入者それぞれに対する更なる使用促進に向けた施策を検討する。
- 関係機関と連携した「かかりつけ薬局」の推進、および保険医療財政の改善をテーマとした加入者等への周知広報について検討する。

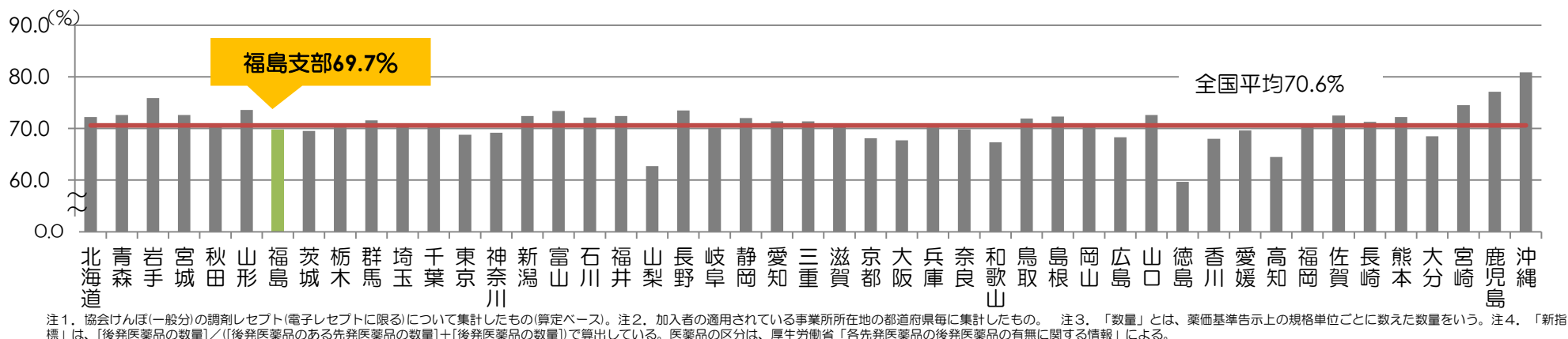
平成29年度目標

全国平均を上回る（0.9%の差の解消：平成29年1月時点）

◎ 具体的な取り組み内容

- ① ジェネリック医薬品軽減額通知の送付（年2回）
- ② 薬剤師等を対象とした「セミナー」等の開催
- ③ 福島県後発医薬品安心安全使用促進協議会等での情報提供・意見発信
- ④ 加入者への啓発・広報、希望シールの配布
- ⑤ 医療機関ごとのジェネリック医薬品の使用状況等を分析し、分析結果をもとに情報提供を通じ使用促進を働きかける（平成29年度パイロット事業）。

参考：都道府県別ジェネリック医薬品使用状況(調剤分) 新指標・数量ベース(平成29年1月診療分)



5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(4) 限度額適用認定証の周知・高額療養費支給申請の勧奨の取り組み

平成29年度の重点事項

一時的であれ加入者が高額な一部負担金を支払わなくて済むように、既存の制度を周知する。

- ・高額な一部負担金支払いを軽減できるように、入院を予定する方に限度額適用認定証の制度を周知する。
- ・高額療養費を申請されていない方へ、受診月から半年後に申請書の勧奨を実施する。

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 県内の病院等へ申請書を送付し、患者への配付を要請（協会けんぽの受取人払封筒をセットして配付）
- ② 高額療養費を申請されていない方へ、署名するだけで提出できる状態の申請書を郵送（半年後に申請勧奨）

(5) 柔道整復療養費の適正化に向けた主な取り組み

平成29年度の重点事項

- ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回受診者等に対して文書照会を実施する。

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 柔道整復施術療養費の申請書から多部位かつ頻回傾向の受診者を抽出して、被保険者への文書照会を実施
- ② 毎月1回、柔道整復療養費審査委員会を開催して審査を強化